

静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内へのデジタル関連企業の進出を促進し、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化を図るため、市内において新たに事務所を賃借する企業等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル関連企業 別表第1に掲げる統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）において定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）における事業を行う企業等をいう。
- (2) デジタルエンタテインメント企業 別表第2に掲げる日本標準産業分類における事業を行う企業等をいう。
- (3) 事務所 別表第1又は別表第2に該当する事業を営む企業の用に供する施設をいう。ただし、シェアオフィス及びコワーキングスペース等を除く。
- (4) 企業等 法人又は組合をいう
- (5) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一般被保険者及び高齢被保険者（平成29年1月1日前にあつては、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）による改正前の雇用保険法第37条の2に規定する高年齢継続被保険者並びに65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）をいう。
- (6) 新規雇用 市内での事務所の開設に伴い、補助金の交付申請時において市内に住所を有する従業員を新たに雇用することをいう。ただし、デジタル関連の技術を用いて業務を行う者に限る。
- (7) 転居配属 市内での事務所の開設に伴い、市外の事務所に勤務している従業員を事務所開所に向けて当該事務所に配属することをいう。ただし、補助金の交付申請時において、市外に住所を有する従業員を市内に異動する場合で、デジタル関連技術を用いて業務を行う者に限る
- (8) 事業着手日 事務所に係る賃貸借契約日又は改修に係る工事請負契約日のいずれか早い日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する企業等で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 賃借する事務所で行う業務について、おおむね1年以上の事業実績を有しており、かつ、この補助金の最終交付の属する年度の翌年度から5年に渡る事業計画を有すること。
- (2) 事務所に係る賃貸借契約（当該契約の期間が2年以上のものに限る。）を締結していること。
- (3) 事業着手日から起算して6月を経過した日までに補助金の交付について市との事前協議を完了していること。
- (4) デジタル関連産業の集積に資する本市の取組に協力すること。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、企業等が事務所を開所する事業であって、次に掲げる全ての要件を満たす事業をいう。

- (1) 市内に事務所を有しない企業等が市内において新たに事務所を開所すること。
- (2) 開所する事務所の床面積が25平方メートル以上であること。
- (3) 開所する事務所が静岡市中心市街地活性化基本計画に定める区域（静岡及び清水地区）内であること。
- (4) 開所する事務所で勤務する従業員の数が5人以上であること。ただし、デジタルエンタテインメント企業は3人以上であること。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、同一の事務所について別表第3の表に定める補助対象期間において前年度から引き続き補助金の交付を受ける場合を除く。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（公租公課、消費税及び地方消費税の額を除く。）であって、次に掲げるものとする。

- (1) 事務所賃借料（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料その他直接賃借に要しない経費を除く。）
- (2) 事務所の改修に要する費用（事業着手日から起算して1年以内に支払いが完了するものに限る。ただし、市長が必要があると認める場合においてはこの限りではない。）
- (3) 新規雇用に要する費用
- (4) 転居配属に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費

2 第1項の規定にかかわらず、既に指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)内におけるICT・サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱(令和5年静岡県告示第220号)に基づく補助以外の国、県、市等の補助の対象となった事業に係る経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表第3に掲げる補助事業及び補助対象経費ごとに、同表に定める基準額を基準とし、同表に定める限度額の範囲内において市長が定める額の合計額とする。

(事前協議書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金事前協議書(様式第1号)を事業着手日から起算して6月を経過した日までに市長に提出しなければならない。ただし、前年度において、この要綱による補助金の交付を受けている場合を除く。

(事前協議完了の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金事前協議書の提出があった場合は、補助要件等に照らし、適当と認める場合には、補助金事前協議完了通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、デジタル関連企業立地促進事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、事業着手日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、前年度において、この要綱による補助金の交付を受け、その内容に変更が生じていない場合は、第5号から第8号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 企業等概要調書(様式第4号)

(2) 事業計画書(様式第5号)

(3) 収支予算書(様式第6号)

(4) 従業員名簿(様式第7号)

(5) 定款又は寄附行為の写し

(6) 賃貸借契約書の写し

(7) 公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し

(8) 位置図及び図面

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前年度にこの要綱による補助金の交付を受けた者が別表第3に規定する補助対象期間内に申請を行う場合その他市長が必要であると認める場合においては、事業着手日から1年を経過して前項の申請をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(1) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるもの。

(2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、デジタル関連企業立地促進事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当す

る期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- （２）市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- （３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （４）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管しなければならないこと。
- （５）補助金の交付を受けた事業について、補助金の交付対象期間及び交付最終年度終了後５年間に渡り継続すること。
- （６）この補助金の交付対象となった従業員について、補助金の交付対象期間及び交付最終年度終了後５年間に渡り雇用維持に努めること。
- （７）補助事業で増加して得た従業員の人数を、補助金の交付対象期間において維持すること。また、交付最終年度終了後５年間に渡り維持に努めること。
- （８）補助事業の遂行に当たっては、規則及びこの要綱を遵守すること。
- （９）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第12条 第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、デジタル関連企業立地促進事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （１）変更事業計画書（様式第5号）
- （２）変更収支予算書（様式第6号）
- （３）前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、デジタル関連企業立地促進事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、デジタル関連企業立地促進事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第5号）
- （2）収支決算書（様式第6号）
- （3）従業員名簿（様式第7号）
- （4）公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し
- （5）固定資産台帳の写し（改修工事を行う場合に限り）
- （6）工事請負契約書の写し（改修工事を行う場合に限り）
- （7）補助対象経費の支払いが確認できる書類
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、デジタル関連企業立地促進事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第16条 補助金の額の確定を受けた者は、確定通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第17条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付を受けようとする者は、第9条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第14条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第10条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条の申請の内容に偽りがあることが判明したとき。

(2) 第11条に規定する事項が遵守されなかったとき。

(3) 市税を滞納したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年度に着手した補助事業に係る補助金から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

大 分 類	中 分 類	小 分 類	細 分 類
G 情報通信業	符号37通信業	符号37通信業に該当するすべての業種	
	符号39情報サービス業	符号39情報サービス業に該当するすべての業種	
	符号40インターネット 附随サービス業	符号40インターネット附随サービス業に該当するすべての業種	
	符号41映像・音声・文字 情報制作業	符号411映像情報制作・配給業	符号411映像情報制作・配給業に該当するすべての業種
		符号412音声情報制作業	符号412音声情報制作業に該当するすべての業種
		符号415広告制作業	符号415広告制作業に該当するすべての業種
		符号416映像・音声・文字 情報制作に附帯するサービス業	符号4169その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業（ポストプロダクション業、レコーディングエンジニア業に限る）
L 学術研究、 専門・技術サービス業	符号72専門サービス業 （他に分類されないもの）	符号726デザイン業	符号7261デザイン業 （グラフィックデザイン業に限る）

別表第 2（第 2 条関係）

大 分 類	中 分 類	小 分 類	細 分 類
G 情報通信業	符号39情報サービス業	符号391ソフトウェア業	符号3914ゲームソフトウェア業
	符号40インターネット	符号401インターネット付	符号4012アプリケーション

	ト附随サービス業	随サービス業	ョン・サービス・コンテンツ・プロバイダ (娯楽用コンテンツを制作するものに限る)
	符号41映像・音声・文字情報制作業	符号411映像情報制作・配給業	・符号4111映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く) ・符号4113アニメーション制作業
		符号416映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	符号4169その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(ポストプロダクション業、レコーディングエンジニア業(符号3914ゲームソフトウェア業、符号4111映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、符号4113アニメーション制作業の用に供するもの)に限る。)
L 学術研究、専門・技術サービス業	符号72専門サービス業(他に分類されないもの)	符号726デザイン業	符号7261デザイン業 (グラフィックデザイン業に該当しCG(コンピュータグラフィックス)の技術を利用す

			る方法によりコンテンツ制作を行うものに限る。)
--	--	--	-------------------------

別表第3（第6条関係）

補助対象経費	基準額	限度額	補助対象期間等
第5条第1号に掲げる経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額。	なし。ただし、既に指定都市内におけるICT・サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱（令和5年静岡県告示第220号）に基づく補助を受けている場合には、補助対象経費から県補助額を差し引いて得た額を限度とする。	36月以内
第5条第2号に掲げる経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額。	500万円	1回
第5条第3号に掲げる経費	新規雇用する従業員数に50万円を乗じて得た額。（新規雇用した従業員が雇用した時点で39歳以下である場合には、新規雇用する従業員数に100万円を乗じて得た額）ただし、前年度において、この要綱による補助金の交付を受けている場合には、前年度の交付確定時の人数から増加している人数分を新規雇用す	1年度あたり第5条第3号に掲げる経費、第5条第4号に掲げる経費を合わせ1,000万円とする。	36月以内

	る従業員数とする。		
第5条第4号 に掲げる経費	本市に転入する従業員数に50万円を乗じて得た額。ただし、前年度において、この要綱による補助金の交付を受けている場合には、前年度の交付確定時の人数から増加している人数分を本市に転入する従業員数とする。		36月以内

様式第 1 号（第 7 条関係）

補 助 金 事 前 協 議 書

令和 年 月 日

（宛先）静岡市長

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名
連絡担当者 氏 名
電話番号

- 1 企業の名称・所在（本社・本市に開設する事業所）
- 2 企業等の沿革 会社設立 年 月
- 3 資本（出資）金 千円
- 4 従業員数（全体） 人
従業員数（本市に新たに開設する事務所） 人（予定）
- 5 業 種 （デジタル関連企業 ・ デジタルエンタテインメント企業）
- 6 本市における事業内容・計画（補助金の交付対象期間及び交付終了年度から 5 年間に渡るもの）
- ※事業内容、事業スケジュール、実施体制など、具体的な事業計画について記載すること
- ※代替資料の提出がある場合は記載不要

7 デジタル関連産業の集積に資する取組への協力内容

- (1) デジタル関連人材の育成に資する取組
- (2) デジタルを活用した新規事業の創出に資する取組
- (3) デジタルを活用した地域産業の振興に資する取組
- (4) 「デジタルを活用した人づくり及び新たな産業の集積に関する連携協定」の締結

※協力する内容に○をつけ（複数選択可）、具体的な内容を以下に記載すること。

※（1）に該当し、高度デジタル（A I 等）人材の育成に取組む場合にはその詳細を記載すること。

--

8 物件情報等

区 分	内 容
所 在 地	
事務所面積	㎡
賃借	予定賃借料
関係	契約予定年月日
賃借	円/月（税抜）
関係	令和 年 月 日（入居予定時期）
改修	予定改修費
関係	円（税抜）うち補助対象経費見込額 円（税抜）
改修	契約予定年月日
関係	令和 年 月 日
改修	着工予定年月日
関係	令和 年 月 日
改修	完了予定年月日
関係	令和 年 月 日
改修	改修内容
関係	改修理由

※賃借料には、敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料その他直接賃借に要しない経費を除く。

※改修内容には、工事分類（内装工事、電気設備工事、衛生設備工事 など）や改修箇所の詳細を記載すること。

※改修理由には、工事分類や改修箇所における改修工事を実施する理由を記載すること。

9 雇用計画の見込み（新規雇用及び転居配属） (人)

区 分	従業員合計 A (B + C + D)	うち新規雇用者 B	うち転居配属者 C	その他従業員 D
申請 1 年目				
申請 2 年目				

申請3年目				
交付終了後 1年目				
交付終了後 2年目				
交付終了後 3年目				
交付終了後 4年目				
交付終了後 5年目				

※新規雇用者、転居配属者はデジタル関連の技術を用いて業務を行う者の数を記載すること。

10 申請予定年月日 年 月 日

11 最近3期の業績（3期分の決算書を添付する場合は記入不要）

（1）貸借対照表

（単位：千円）

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地				社債等			
建物				長期借入金			
設備資産				引当金等			
建物仮勘定				資本合計			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
—				剰余金			

（2）損益計算書

（単位：千円）

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
売上高				流動比率			
売上原価				固定比率			
販売費及び一般管理費				自己資本比率			
内研究開発費				売上高営業利益率			
営業利益				売上高経常利益率			
営業外利益				有利子負債率			
営業外費用							
経常利益							
特別利益							
特別損失							
税引前当期利益							
税引後当期利益							

様式第2号（第8条関係）

補 助 金 事 前 協 議 完 了 通 知 書

令和 年 月 日

様

静 岡 市 長 氏 名 印

年 月 日付けで提出のあった静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金の事前協議について完了したので次のとおり通知します。

1 申請予定年月日

2 留 意 事 項

- （1）事前協議の内容に変更があった場合には速やかに市へ報告すること。
- （2）事業着手日から1年以内に当該補助金の交付申請を行うこと。
- （3）この通知は、補助金の交付を確約するものではない。

様式第 3 号（第 9 条関係）

デジタル関連企業立地促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔主たる事務所の所在地〕 〔その名称及び代表者の氏名〕
申請者	氏名	
	連絡担当者氏名	
	電話	

補助金の交付を受けたいので、静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の目的

3 添付書類

- （1）企業等概要調書（様式第 4 号）
- （2）事業計画書（様式第 5 号）
- （3）収支予算書（様式第 6 号）
- （4）従業員名簿（様式第 7 号）
- （5）定款又は寄附行為の写し
- （6）賃貸借契約書の写し
- （7）位置図及び図面
- （8）公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し

様式第 4 号（第 9 条関係）

企業等概要調書

- 1 企業の名称・所在（本社・本市に開設する事業所）
- 2 企業等の沿革 会社設立 年 月
- 3 資本（出資）金 千円
- 4 従業員数（全体） 人
従業員数（本市に新たに開設する事務所） 人
- 5 業 種 （デジタル関連企業 ・ デジタルエンタテインメント企業）

6 最近3期の業績 ※3期分の決算書を添付する場合は記入不要

貸借対照表（千円）

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地				社債等			
建物				長期借入金			
設備資産				引当金等			
建物仮勘定				資本合計			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書（千円）

	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
内研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			

財務指標

	年 月	年 月	年 月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

様式第5号（第9条、第12条、第14条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 計画概要

名	称	
所	在	地
賃	借	開 始 日
		年 月 日
床	面	積
		m ²
従	業	員 数
		人
従業員の数	が要件を満たす日	年 月 日
業	務	内 容
事 務 所 開 設 理 由		
デジタル関連産業の集積に 資する取組への協力内容	(1) デジタル関連人材の育成に資する取組 (2) デジタルを活用した新規事業の創出に資する取組 (3) デジタルを活用した地域産業の振興に資する取組 (4) 「デジタルを活用した人づくり及び新たな産業の集積に 関する連携協定」の締結 ※協力する内容に○をつけ（複数選択可）、具体的な内容を以下に記載すること。 ※（1）に該当し高度デジタル（A I 等）人材の育成に取り組む場合にはその詳細を記載すること	
	【具体的な協力内容】	

2 補助金所要額内訳

区 分	基準額 補助対象経費 A	補助対象月数 補助対象者数 補助率 B	A × B = C	補助金額 C（千円未満切捨 て）
事務所賃借	円	月	円	円
事務所改修※	円	%	円	円
新規雇用 (39歳以下)	円	人	円	円
新規雇用 (上記以外)	円	人	円	円
転居配属	円	人	円	円
合計				円

※補助金交付初年度のみの申請に限る。
※事前協議等を踏まえ、必要と認められる費用のみを補助対象経費とする。

3 過去の交付実績

	前々年度		前年度	
	補助金交付額	補助対象月数 (人数)	補助金交付額	補助対象月数 (人数)
事務所賃借料	円	月	円	月
事務所改修費	円		円	
新規雇用 (39歳以下)	円	人	円	人
新規雇用 (その他)	円	人	円	人
転居配属	円	人	円	人
合計	円		円	

様式第6号（第9条、第12条、第14条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 7 号（第 9 条、第14条関係）

従 業 員 名 簿

	氏 名	補助 対象	年 月 日 (新規雇用・転居配属)	住 所 ※町名まで	職務 内容	特記 事項
	生年月日 (年齢)					
1		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
2		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
3		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
4		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
5		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
6		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
7		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
8		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
9		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				
10		新規雇用	. . .			
	. . .	転居配属				

※補助対象欄及び年月日（新規雇用・転居配属）欄は、補助対象従業員に該当する場合のみ記載する。

【従業員名簿整理表】 (人)

従業員合計	新規雇用者	新規雇用者	転居配属者	その他従業員	異動・退職者等
A (B+C+D+E-F)	(39歳以下) B	(その他) C	D	E	F
()	()	()	()	()	

※申請 2 年目以降に記載する場合には、括弧内に前年度実績報告時の従業員数を記載すること

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

デジタル関連企業立地促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、
静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期 年 月
- 3 交付の条件
 - （1）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
 - （2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - （5）市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付対象期間及び交付最終年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を受けた事業について、補助金の交付対象期間及び交付最終年度終了後 5 年間に渡り事業を継続すること。
- (9) この補助金の交付対象となった従業員について、補助金の交付対象期間及び交付最終年度終了後 5 年間に渡り雇用維持に努めること。
- (10) 補助事業で増加して得た従業員の人数を、補助金の交付対象期間及び交付最終年度終了後 5 年間に渡り維持すること。
- (11) 補助事業の遂行に当たっては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及び静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (12) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第14条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第14条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

- (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (13) (1) から (12) までの掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

4 その他

市は、補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

- ア 補助金交付申請の内容に偽りがあることが判明したとき
- イ 3 交付の条件で掲げる事項が遵守されないとき

様式第 9 号（第12条関係）

デジタル関連企業立地促進事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者	住所	その主たる事務所の所在地 その名称及び代表者の氏名
	氏名	
連絡担当者氏名		
電話		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたデジタル関連企業立地促進事業の計画を次のとおり変更・中止・廃止したいので、静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更・中止・廃止の理由
- 2 変更・中止・廃止の内容

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

デジタル関連企業立地促進事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあったデジタル関連企業立地促進事業の変更・中止・廃止について、次のとおり承認したので、静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、通知します。

承認の内容

様式第11号（第14条関係）

デジタル関連企業立地促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔その主たる事務所の所在地〕 〔その名称及び代表者の氏名〕
報告者	氏名	
	連絡担当者氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたデジタル関連企業立地促進事業が完了したので、静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- （1）事業実績書（様式第5号）
- （2）収支決算書（様式第6号）
- （3）従業員名簿（様式第7号）
- （4）公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し
- （5）固定資産台帳の写し（改修工事を行う場合に限る）
- （6）工事請負契約書の写し（改修工事を行う場合に限る）
- （7）補助対象経費の支払いが確認できる書類

様式第12号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

デジタル関連企業立地促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、次のとおり確定したので、静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたデジタル関連企業立地促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先） 静岡市長

請求者	住所	その主たる事務所の所在地 その名称及び代表者の氏名
	氏名	

連絡担当者氏名

電話

口座振替先金融機関名

口座種別

No.

口座名義

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

報告者	住所	その主たる事務所の所在地
	氏名	
	連絡担当者氏名	
電話		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたデジタル関連企業立地促進事業に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円